東北電力株式会社新仙台火力発電所リプレース計画
環境影響評価書に係る確定通知について

平成２３年１０月２６日
経　済　産　業　省
原子力安全・保安院

当省は、東北電力株式会社新仙台火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第４６条の１７第２項の規定に基づき、東北電力株式会社に対し、本日、変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。

また、当省は、電気事業法第４６条の１８第１項の規定に基づき、確定した評価書（写）を環境大臣宛て送付する。なお、確定通知を受けた東北電力株式会社は、同条第２項の規定に基づき、宮城県知事、仙台市長、多賀城市長及び七ヶ浜町長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第２７条の規定に基づき公告及び縦覧（１ヶ月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成19年 2月28日
住民等意見の概要受理	平成19年 4月25日
宮城県知事意見受理	平成19年 7月23日
経済産業大臣勧告	平成19年 8月21日

事業内容変更に伴う再手続き	
環境影響評価方法書受理	平成20年10月21日
住民等意見の概要受理	平成20年12月16日
宮城県知事意見受理	平成20年 2月18日
経済産業大臣勧告	平成21年 4月16日

環境影響評価準備書受理	平成22年 8月24日
住民等意見の概要受理	平成22年11月 5日
宮城県知事意見受理	平成23年 2月 9日
環境大臣意見受理	平成23年 5月 2日
経済産業大臣勧告	平成23年 5月19日
環境影響評価書受理	平成23年 9月30日

問合せ先：電力安全課　吉田、橘
電話０３－３５０１－１７４２（直通）
０３－３５０１－１５１１（代表）
４９２１（内線）